

舞鶴市共同墓地使用料条例

昭和 18 年 11 月 5 日
条例第 23 号

第 1 条 本市は市有共同墓地使用者に対し本条例の規定に従ひ使用料を徴収す。

第 2 条 墓地使用は 4 平方メートル以内とす。ただし、特別の事情あると認めたるときは制限を超過し、許可することができる。

第 3 条 墓地を次の甲乙区に分別す。
甲区 乙区に属せざる屍体遺骨を埋葬するものに使用せしむ
乙区 行旅死亡人又は埋葬義務者なき屍体若は遺骨の仮埋葬に充つ

第 4 条 甲区使用料は 1 平方メートルに付 250 円とする。
第 2 条ただし書の規定により制限を超過する場合は超過面積 1 平方メートルに付 500 円とする。

第 5 条 使用料は使用許可の際収入役に納付すべし。

第 6 条 市長は使用料を納付する資力なしと認むるとき又は特別の事情ありと認むるときは之を減免することを得。

第 7 条 墓地使用の許可を受けたるものは側石その他の方法により使用地の境界を明確ならしむる設備を為すべし。

第 8 条 墓地の地形を変更し若しくは墓碑以外の工作物を建設し又は樹木の植栽を為さんとするとき若は之を移転撤去せんとするときはあらかじめ市長の許可を受くべし。

第 9 条 使用权は家督相続人において継承するの外之を第三者に移転し又は貸付することを得ず。

第 10 条 使用者第 7 条の設備を為さざるときは市において之を施行し之に要したる経費を徴収することあるべし。

附 則

本条例は、公布の日より之を施行す。

附 則(昭和 21 年 4 月 1 日条例第 40 号)

本条例は、公布の日より之を施行する。

附 則(昭和 23 年 3 月 24 日条例第 18 号)

この条例は、昭和 23 年 4 月 1 日より施行する。

附 則(昭和 24 年 3 月 31 日条例第 21 号)

この条例は、昭和 24 年 4 月 1 日より施行する。

附 則(昭和 27 年 4 月 7 日条例第 16 号)

この条例は、昭和 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 36 年 4 月 1 日条例第 9 号)

この条例は、昭和 36 年 4 月 1 日から施行する。